

核燃料物質の使用等に関する規則等の改正を踏まえた
今後の使用変更許可申請等の手続について

令和6年3月4日
原子力規制庁原子力規制部
研究炉等審査部門使用担当

令和5年5月31日に原子力規制委員会で決定された核燃料物質の使用等に関する規則等の改正¹を踏まえ、今後の使用変更許可申請等の手続について、以下のとおり対応をお願いします。

1. 使用（変更）許可申請について

(1) 使用の許可を受けようとする非該当使用施設²

- ・申請時に「使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」の添付書類は不要

(2) 使用の許可を変更しようとする非該当使用施設

- 申請書に「(変更後における)使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」が添付されていない非該当使用施設(令和2年4月以降に使用変更許可を受けていない非該当使用施設)

- ・今後の申請時に当該添付書類は不要

- 申請書に「(変更後における)使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」が添付されている非該当使用施設(令和2年4月以降に使用変更許可を受けている非該当使用施設)

- ・申請書本文の記載内容と当該添付書類で違いが生じる可能性があるため、今後の申請時に当該添付書類を削除することを推奨
- ・ただし、申請書本文の記載内容と当該添付書類で違いが生じた場合であっても、当該添付書類を削除するだけの使用変更許可申請はせず、他の事項の使用変更許可申請時にあわせて当該添付書類を削除することを推奨

¹ 核燃料物質の使用等に関する規則の一部を改正する規則（令和5年原子力規制委員会規則第3号。令和5年6月28日施行。）及び令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準（令和5年5月31日改正。令和5年6月28日施行。）

² 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和32年政令324号）第41条で定める核燃料物質を使用しない事業所

2. 廃止措置計画（変更）認可申請について

（1）廃止措置計画の認可を受けようとする非該当使用施設

- ・申請時に「廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」の添付書類は不要

（2）廃止措置計画の認可を変更しようとする非該当使用施設

- 申請書に「廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」が添付されていない非該当使用施設（令和2年4月以降に廃止措置計画変更認可を受けていない非該当使用施設）

- ・今後の申請時に当該添付書類は不要

- 申請書に「廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」が添付されている非該当使用施設（令和2年4月以降に廃止措置計画変更認可を受けている非該当使用施設）

- ・申請書本文の記載内容と当該添付書類で違いが生じる可能性があるため、今後の申請時に当該添付書類を削除することを推奨
- ・ただし、申請書本文の記載内容と当該添付書類で違いが生じた場合であっても、当該添付書類を削除するだけの廃止措置計画変更認可申請はせず、他の事項の廃止措置計画変更認可申請時にあわせて当該添付書類を削除することを推奨

3. その他

今回の規則等の改正により、非該当使用施設の使用変更許可等の申請において、申請者に、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書等の添付を求めないこととなりましたが、品質管理に係る審査基準は変更となっていないため、核燃料物質の使用に係る品質管理は引き続き実施する必要があります。

(使用許可申請書の様式における具体例)

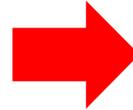
「10. 使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」は、これまでと同様記載が必要。

当該内容については、全ての使用者が令和2年6月までに届出をしている内容であり、届出の記載内容を変更する場合は、変更後の内容を記載し申請すること。

変更がない場合は、届出の記載内容を記載すること。

本規則改正により非該当使用施設は「12-4. 使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書」の添付が不要となった。

今後の使用変更許可申請における当該部分の記載の仕方としては、「該当なし」と記載するか、当該説明書の欄に斜線を引くこと。



1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

～ 9. 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄施設の位置、構造及び設備

省略

10. 使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項

1. 使用者である〇〇（工場又は事業所の名称）は、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」に基づき、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に関し、次に掲げる措置を講じる。

(1) 個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、これを評価する。

(2) 上記(1)の措置に係る記録を作成し、これを管理する。

2. 使用者である〇〇（工場又は事業所の名称）は、上記1.の措置に関し、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。

11. 閉じ込めの機能、遮蔽その他の事項に関する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備

省略

12. 添付書類（原子炉等規制法施行令第38条第2項に定める書類）

12-1. 使用施設等の位置、構造及び設備の基準に対する適合性に関する説明書（事故に関するものを除く）

～ 12-3. 核燃料物質の使用に必要な技術的能力に関する説明書

省略

12-4. 使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書

該当なし

又は